

## 第8回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成30年2月23日(金)
- 2 開閉時間 午後4時開会 午後4時45分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 14人  
1番 小原孝志      2番 畑山一郁      3番 鈴木英博      4番 佐藤美頭雄  
5番 佐々木辰善      6番 寺崎秀子      7番 相澤峰基      8番 森脇豊仁  
9番 小川一也      10番 山崎禎彦      11番 斉藤哲子      12番 北村浩光  
13番 舟根 禎      14番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 2番 畑山一郁、3番 鈴木英博
- 9 議事内容  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について  
報告第4号 青年等就農計画認定申請に係る意見について  
報告第5号 農業経営改善計画の認定通知について  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農業振興地域整備計画の変更(案)について  
議案第3号 農用地利用集積計画の要請について  
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について  
議案第6号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について

## 10 議事録本紙

- 議長 これから、第8回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。  
会議の成立ですが、現在の出席委員数は14名ですので、鷹栖町農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。  
諸般の報告です。  
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。  
本会議の議事録署名委員は、2番委員、3番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第6報告第5号「農業経営改善計画の認定通知について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 事務局長 それでは、議案2頁をご覧ください。  
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。  
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。  
議案3、4頁をご覧ください。  
番号が12番、13番の2件でございます。  
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。  
位置図は5頁、6頁に載せてありますので、ご確認ください。  
  
続きまして、議案8頁をご覧ください。  
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。  
賃貸借に係る合意解約の通知があり、専決処分をいたしましたので、報告します。  
議案は9頁から12頁までをご覧ください。  
番号が29番から41番までの13件でございます。  
29番については、あっせん成立に伴う、合意解約です。  
30番から33番まで、34番から41番までについては、後継者移譲にあたっての合意解約です。  
土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、通知のあった日は議案に記載のとおりです。  
  
続きまして、議案14頁をご覧ください。  
報告第3号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」です。  
農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第1項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第5の4の(4)①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。  
議案15頁、16頁をご覧ください。

番号が 12 番から 15 番までの 4 件の申請がありました。

12 番、14 番、15 番は、更新ということで意見を求められた内容で、13 番については、後継者移譲にあたっての意見を求められた内容でございます。

続きまして、議案 18 頁をご覧ください。

報告第 4 号「青年等就農計画認定申請に係る意見について」です。

農業経営基盤強化促進法施行規則第 15 条の 4 及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 2 の 4 の (4) に規定する青年等就農計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案 19 頁、20 頁をご覧ください。

番号が 2 番の 1 件の申請がありました。

平成 29 年 10 月 25 日開催の第 4 回定例会で事前確認した新規就農者の申請です。

続きまして、議案 22 頁をご覧ください。

報告第 5 号「農業経営改善計画の認定通知について」です。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 23 頁をご覧ください。

更新による 1 件、後継者移譲による 1 件、新規就農による 1 件、計 3 件の通知がありました。

先ほど意見に対して認定したという結果についての通知でございます。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりです。

報告について以上です。

議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。

7 番委員 意見が 5 件に対して通知が 3 件であるが、2 件はどうなっているか。

事務局長 この次の総会に出てくると思います。

認定の通知を受けているものを載せています。

議長 他にありませんか。

無しの声

議長 無ければ、次の日程に入ります。

議長 それでは、日程第 7 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案 24 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。

農地法第 3 条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、許可の可否について、審議をお願いします。

議案は 25、26 頁になりますのでご覧ください。

17番から25番までの9件の許可申請がありました。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、賃貸料につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は27頁から37頁までに載せてありますのでご確認ください。

この許可申請については、後継者移譲にあたっての申請で、報告第2号で報告しました[ ]の合意解除した農地を[ ]が賃貸借し、移譲する内容になっています。

[ ]は、昭和[ ]年生の[ ]歳で、[ ]から鷹栖町に住所を移しています。

これまで、[ ]と一緒に耕作していた経緯があり、今回、賃貸借する農地では、父親の時と同様にそば、トウモロコシ等を栽培する計画で、現在、認定農業者の手続きを進めている状況です。

農地法第3条の許可要件については、議案38頁から46頁までの調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

議長

はい、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第8議案第2号「農業振興地域整備計画の変更(案)について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、48頁をご覧ください。

議案第2号「農業振興地域整備計画の変更(案)について」です。

農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づく、変更(案)について、鷹栖町長から計画変更の適否について意見を求められたので審議をお願いします。

議案は49頁になります。

番号が2番筆数は3か所ございます。

変更する土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、用途変更前、変更後、申請者の住所及び氏名につきましては、議案に記載のとおりです。

平成29年10月25日実施の利用状況調査で発見した手続きのない転用の事案で、転用に要する面積等が明確になったので、計画変更の手続きを進めるものです。

当該、農地は農振法の農用区域内の農地であるため、牛舎や堆肥舎を建築した敷地の範囲を農業施設用地に変更する内容です。

位置図は、議案 50 頁に載せてあります。

本日配布しました赤の付箋のところにカラーで掲載していますのでご覧ください。

申請箇所については赤で書いている場所でございます。

建物の敷地の最低限の範囲ということで、こちらの範囲を農業用施設用地に変更するということになってございます。

付帯決議事項としまして、この変更が承認され、計画変更後、当該農地等に係る農地法第 4 条又は第 5 条の転用許可に係る申請を受理した場合、当該申請に係る転用案件について、北海道農業会議に意見の聴取をするものとするについて、当該の案件については、転用許可の追認の手続きとなりますので、北海道農業会議の意見の聴取が必須となっていますので、併せて審議願います。

今後、この計画変更が承認されますと北海道農業会議の意見聴取を経て、次回の定例会で転用に係る審議を行う予定になっています。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第 2 号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

7 番委員  
事務局長

ほとんど建物の敷地だけにみえるが、もう少し広めにしなくてよいのか。転用は必要最低限の面積となっていて、追認ということで建物も建てしまっているの、実態にあわせて必要最低限ということで、申請範囲を決めています。

議長  
委員  
議長

他にありませんか。

無しの声

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 2 号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」認める方は挙手をお願いします。

委員  
議長

全員挙手

はい、それでは議案第 2 号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 9 議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 52 頁をご覧ください。

議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」です。

農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は 53 頁、54 頁になりますのでご覧ください。

番号が 15 番から 17 番までの 3 件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価の支払方法、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

場所に関しては、55頁から57頁までに記載しています。

緑色の付箋のところに売買の分ということで3頁ありますが。調査をしておりまして、この中で問題は無いということで調査確認をしています。

あっせん案件なので、あっせん委員さんより補足説明をお願いします。

議長 まず15番の案件ですが、4番委員の関係する案件になりますので、退席をお願いします。

4番委員 私の関係する案件ですので退席します。

議長 15番の案件ですが、あっせんの申出が平成29年10月25日であっせんの開始が12月1日で終了が平成30年1月26日であっせん回数が7回です。

成立価格は3,000,000円となっています。

15番の案件について質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

15番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは15番の案件については、認めると決定しました。

(4番委員着席)

16番について補足説明をお願いします。

3番委員 あっせん開始が11月8日であっせん終了が1月31日であっせん回数が4回です。

一部成立してしまっていて、反当80,000円で成立しています。

議長 続きまして17番です。

2番委員 平成30年2月2日に役場会議室であっせんが成立しました。

あっせん回数が6回で、総金額6,000,000円で成立しています。

議長 16番、17番について質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

16番、17番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 16番、17番の案件について認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第10議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案58頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。所有権移転について、議案が 59 頁、60 頁になります。

番号が 18 番の 1 件でございます。

位置図は、61 頁から 63 頁までに載せてありますのでご確認ください。

この案件については、当初、あっせんの申出を受け、第三者継承を踏まえた調整を進めていましたが、農地の購入に係る費用の調整が課題となったため、あっせんを中断し、農業経営基盤強化促進法の農地売買支援事業を活用した農地の売り渡しを進めることになりました。

農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、農地中間管理機構である北海道農業公社が事業を進めることになります。

この農用地利用集積計画で北海道農業公社が当該農地の所有者となり、第三者継承を受ける者に 5 年間ほど賃貸借し、その後、当該農地を買い取る流れになっています。

ここでは、農用地利用集積計画により北海道農業公社が所有権の移転を受ける件についての審議です。

続きまして、利用権の設定について、議案が 65 頁、66 頁になります。

番号が 56 番から 64 番までの 9 件でございます。

56 番、57 番、63 番、64 番については、賃貸借の更新による案件でございます。

58 番については、報告第 5 号で報告しました新規就農者への第三者継承による賃貸借です。

59 番から 62 番までは後継者移譲にあたっての賃貸借の変更の案件です。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は 67 頁から 75 頁までに載せてありますのでご確認ください。

説明は以上です。

本日配布しました緑の付箋のところに 4 枚目以降に所有権移転と利用権設定の分の調査書があります。

こちらの調査で問題は無いということで調査確認をしています。

議長

はい、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」は、提案どおりと決定しました。

議長 続きます、日程第 11 議案第 5 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案 76 頁をご覧ください。

議案第 5 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」です。租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を継続するための証明願が提出されたので、証明の可否について、審議願います。

証明願については、議案 77 頁、78 頁の 1 番、2 番の 2 件でございます。

申請者の住所、氏名、特例の適用を受ける農地等の所在、地番、地目、面積、引き続き農業を行っている期間、証明書が必要な理由は、議案に記載のとおりです。

この証明は、生前贈与を受けた人が贈与税及び不動産取得税の徴収猶予の継続を受けるために必要な証明で、徴収猶予の適用を受けるために、3 年に 1 回手続きを行います。

2 件については、引き続き農業を営んでおり、証明は可と判断します。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第 5 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

7 番委員 2 番の人は実際に農業をやっているかどうかは難しいところだとは思いますが。

事務局長 畑に関しては自家栽培をやっているということで、税務署に確認をしたところ徴収猶予の範囲であるということをお願いしたので、農業委員会としては過去の経緯も踏まえて、農地を引き続き管理しているということで証明を出すという判断して議案に載せています。

議長 他にありませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 5 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 5 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、認めると決定しました。

議長 続きます、日程第 12 議案第 6 号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案 80 頁をご覧ください。

議案第 6 号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」です。

租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける農地等の同法



第70条の4の2第1項に係る証明願が提出されたので、証明の可否について、審議願います。

証明願については、議案81頁、82頁の1番、2番の2件でございます。

申請者の住所、氏名、特例の適用を受ける農地等の所在、地番、地目、面積、引き続き農業を行っている期間、証明書が必要な理由は、議案に記載のとおりです。

この証明は、議案第5号と同様、生前贈与を受けた人が贈与税及び不動産取得税の徴収猶予の継続を受けるために必要な証明で、徴収猶予の適用を受けるために、3年に1回手続きを行います。

平成24年度税制改正により、贈与を受けた農地等について、農業経営基盤強化促進法に規定する事業により貸し付けた場合は、引き続き、適用が認められることになっています。

2件については、引き続き特定貸付けを行っており、証明は可と判断します。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第6号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第6号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第6号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

事務局長 「次回の定例会について」ですが、3月26日月曜日、午後4時からで、よろしいでしょうか。

議長 26日で問題無いでしょうか。

委員 無しの声

議長 第9回定例会は、3月26日月曜日午後4時から、定例会でよろしく願います。

事務局長 続いて2番目の農地移動適正化あっせん経過報告についてです。

本日、配布しました青の付箋に網掛けになっているところは、成立又は貸借など決まっているものです。

網掛けのかかっていないところは、継続ということで進捗状況について報告をお願いします。

議長 12番です。

10番委員 継続です。

議長 22 番については継続です。  
24 番です。  
2 番委員 近々成立になります。  
議長 25 番です。  
5 番委員 来週の月曜に成立します。  
議長 30 番です。  
9 番委員 今回成立しています。  
議長 31 番です。  
10 番委員 継続です。  
議長 32 番です。  
7 番委員 継続です。  
議長 33 番です。  
12 番委員 継続です。  
議長 34 番です。  
12 番委員 継続です。  
議長 36 番です。  
1 番委員 継続です。  
議長 38 番です。  
12 番委員 継続です。  
議長 39 番です。  
9 番委員 貸貸です。  
議長 43 番については、継続です。  
事務局長 継続の部分に関しましては、よろしく申し上げます。  
議長 みなさんから何かありますか。  
委員 無しの声  
議長 それでは、以上をもって第 8 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。